



いわき市からの お知らせ

いわき市民憲章

わたしたち いわき市民は

- 1 元気で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、明るいまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 教養を高め、文化のまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、緑のまちをつくりましょう。

◇お盆の精霊送りの集積場所について

お盆にお供えした供物などは、市で収集しますので、川や海へは流さず、次の最寄りの集積場所へ出してください。

なお、収集作業の効率化と集積場所の清潔保持のため、

市の規格袋を使用し、燃える物以外は出さないでください。

＜排出日時＞ **8月16日(金) 午前6時から午前8時まで**

＜集積場所（川前地区）＞

○川前公民館 ○城木坂地内ごみ集積所
○中里地内 ○小白井集会所

※家庭ごみの収集は収集カレンダーどおり行います。

◇し尿収集の盆休みについて

8月13日(火)・14日(水)・15日(木)は、し尿の収集を休みます。
また、従量制のお盆前の汲み取り申し込みは、8月1日(木)までです。

し尿収集のお問い合わせ先

いわき市環境整備事業協同組合 ☎27-8801

川前支所 市民福祉係 ☎84-2111
清掃管理事務所 事業係 ☎56-7963

燃やすごみで捨てていませんか？

『その他の紙』もリサイクルできます！

① 新聞紙

② 雑誌

③ 段ボール

④ 紙パック

⑤ その他の紙（上記以外のリサイクルできる紙類）

紙 紙以外の素材が付いたもの



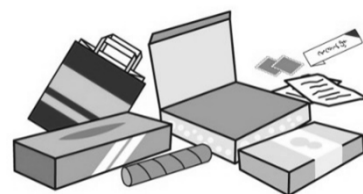
- ・お菓子の箱
- ・カップめんのふた
- ・入浴剤等の紙かん
- ・ふりかけ等の袋 など

紙 食品や油などが付いたもの



- ・紙コップ
- ・ファーストフードの袋
- ・小麦粉の袋
- ・ケーキの箱 など

紙 紙箱・紙袋・包装紙と結束に適さないもの



- ・ティッシュボックス
- ・ラップなどの紙芯
- ・紙袋や包装紙
- ・割り箸の袋 など

はがき、封筒、
プリントなど



- ・はがき ・封筒
- ・切手 ・メモ用紙
- ・プリント類 など

● 紙袋に入れて袋の口を折り、
ひもで十字に縛るか、
ホチキスで留めます。



● 紙袋がない場合は、
ひもで縛って出しても構いません。

燃えるごみの1割程度が
リサイクルできる古紙です！

古紙のリサイクルに
ご協力をお願いします！



★集積所から回収された古紙類の売却代金は
自治会等を通じ、みなさんのまちへ還元されています。